

中世都市長崎の研究

安野真幸

はしがき

元龜・天正年間の都市長崎の歴史は、その上級領主権のあり方から考えて、次のように時代区分することができるであろう。

- (一) 大村・有馬両主時代（元龜二年の春）
- (二) 大村領時代（元龜二年～天正五年）
- (三) 佐賀領時代（天正五年～天正八年）
- (四) 教会領時代（天正八年～天正十五年）
- (五) 公領時代（天正十五年～）

ところで、この(三)の時期には、大村氏と龍造寺氏との勢力均衡によって、都市長崎は自治都市としての発展がみられるのであり、本論はその点の解明に焦点をあわせたものである。

つまり、天正年間における長崎が、当時の寺内町や「自由

都市界」等と同様に、環濠城塞都市となっており、住民の有力者「頭人」達によって運営された自治都市であったこと、又、寄進文書によって示される天正八年の教会領の成立が、かかる自治都市の発展を前提として、はじめて位置づけられることを明らかにするものである。

本誌掲載の都合により、(四)、(五)の時期は勿論のこと、(一)の時期における、長崎の開港・町割の詳細を述べることができないので、ここでは結論のみを、序において述べ、詳細は別の機会に譲ることとした。

尚、(一)から(三)から(四)へと都市領主が変わって行く背後には、肥前の国の支配をめぐる大友氏と龍造寺氏との対立・抗争、就中大友氏の没落と龍造寺氏の勃興という北九州全体を動かした歴史の流れが、大きな影響力を与えていると思われるのであるが、こうした大きな視野から、再度この問題をとらえなおすことも又、今後の課題としたい。

序 立論の前提

中世都市長崎の歴史を解明する為の史料としては、大別してイェズス会側の書簡、年報等と、江戸時代に編纂された日本側の諸記録の二種類のものがある。

前者には、長崎の地における支配関係や権力の問題、在地の動向等についての説明がほとんど何もないという欠点があり、これらはその殆どが村上直次郎『長崎市史西洋諸國部』岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』によって紹介されている。

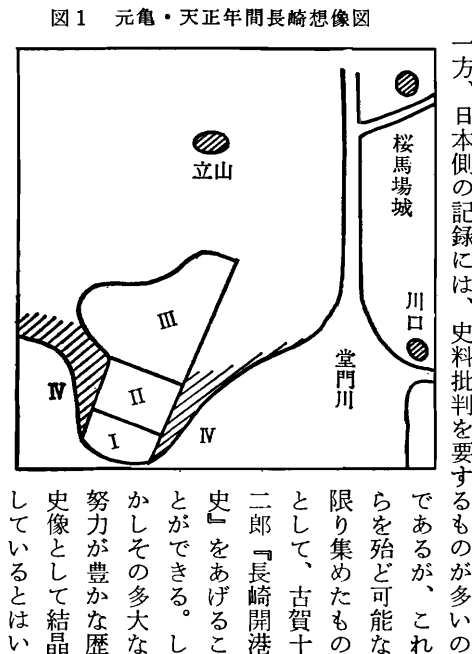
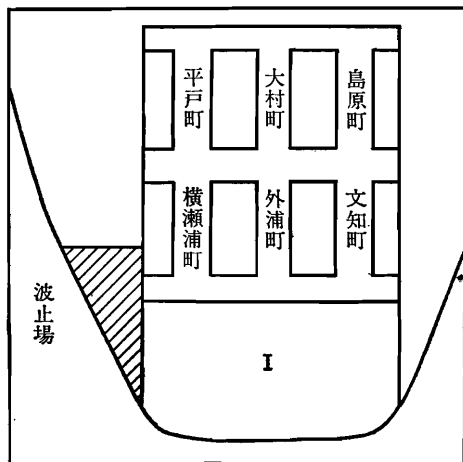


図2



かかる地域区分の歴史的妥当性を全面的に述べることは、本稿の課題外であり、ここでは省略せざるをえないが、各歴史単位の簡単な説明と、

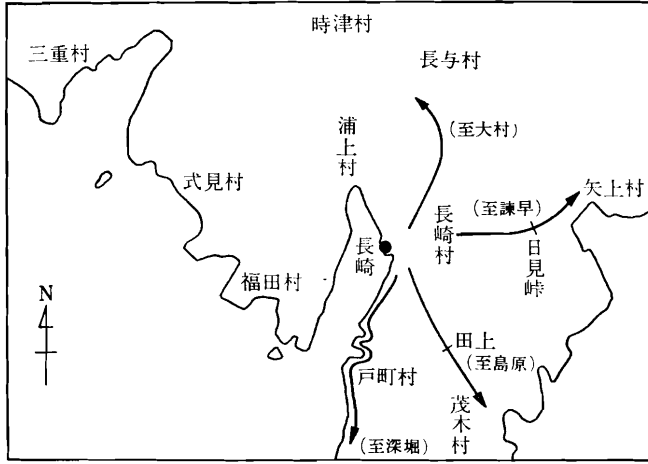
いえず、むしろ史料集の如きものになっているといううらみがある。

尚我々の課題にとって、無視しえないものとして、これら他に、大村純忠の伝記を中心とした、松田毅一『日葡交渉史』がある。松田氏が試みた如く、両者の総合を行うことが、本論の課題なのである。

次に、中世都市長崎を分析する際に問題となった方法の問題を述べておきたい。

それは、都市長崎の発展を法・制度的にとらえる為の歴史的な単位として、図1の如き地域区分を行うことである。

図 3



関連する若干の問題についてふれておきたい。
 I、現在の県庁・江戸時代永く奉行所西屋敷のあった所であり、片岡弥吉氏によって「岬の教会」⁽¹⁾として紹介された地域である。

長崎開港以前には、森崎権現の社があり、元龜二年の町割と同時に、都市長崎のアクロポリスとなり、イエズス会の支配下におかれたと思われる場所である。

II、現在の万才町のあたりであり、元龜二年三月、図2の如き町割が行われ、六丁町のあった所である。

III、これは

I・IIに続く岬の高台の地域で、「長崎年来記録」⁽²⁾に「先領主長崎甚左衛門か知行長崎町村」とあり、寄進文書に「長崎の町に隣接する土地・田畑」とあるのは、この地域をさすと思われる。

IV、岬の高台と海との間の海岸地帯、元龜以前には、I・III・IVは大村領であったと思われる。

尚、長崎の開港・町割は、大村氏、有馬氏とイエズス会三者の協力によるのであって、イエズス会が都市のアクロポリスを支配下においたのに対して、大村氏、有馬氏はそれぞれ、大村町と嶋原町に屋敷をもち、それぞれ百人ずつの兵を置いていたのである。

更に大村氏は長崎の北、立山の地に茶屋を、有馬氏は長崎から自領茂木村へ至る街道の入口、川口に蔵屋敷を持ち、都市長崎の支配と、南蛮貿易への介入をそれぞれ確保していたのである。

かかる三極構造は、長崎開港に至る政治過程をそのまま反映しているのであるが、三者が平等な立場にあったのではなくして、大村氏は、都市領主として、長崎の地頭、長崎甚左衛門を介して地子銀徴収を行うなど、他の二者より抜出した位置にあったように思われる。

又、この三極構造の背後には、大友氏の肥前支配というものがあつたと思われる。

註

- (1) 『岬の教会』の文化史的意義について(『キリシタン文化研究会報』六一三)
- (2) 中西啓『世界史の中の長崎』
- (3) 長崎県立図書館、伝寛永長崎図による。
- (4) 九大図書館
- (5) 「長崎実録大成補遺」(内閣文庫)
- (6) 「大村秘録」(史籍雜纂)
- (7) 「長崎邑略記」(東大、南藝文庫) 尚、第二章イB参照
- (8) 「長崎古今集覽」(東大・史料)
- (9) 「長崎実録大成補遺」尚第二章イH参照

第一章 環濠城塞都市長崎

都市長崎が堀や石垣をめぐらしていたことは、既に岡本良知氏が『南蛮屏風考』(特にその附録第二「文禄慶長期の長崎」)において指摘されたところである。

本章のイにおいては、戦国期に各地にみられた寺内町や、「自由都市界」等と同様に、長崎が環濠城塞都市であったことを明らかにし、口においては、都市長崎が自衛武装を行うに至った契機を、在地領主相互間における人返し協約体制との関連で明らかにしたい。

ハにおいては、都市長崎が環濠城塞都市としての景観を持つに至った直接的契機たる、天正二年の合戦について若干述べてみたい。

イ 実体

天正八年の教会領長崎の成立後まもない頃に書かれた「スマリオ」⁽¹⁾において、ワリニヤーニは長崎の景観に関して、次のように述べている。

周囲がほとんど全部海で囲まれているほど海に突き出した高い岬があるので、この長崎港はよく保護されている。陸地に続く方面は、石垣と堀(Gatunates y care)によって要塞化しており、この岬の先端に、我等の修院(Casa)があり、それは町の他の部分から離れて要塞のような状態になっている。⁽²⁾

又、「長崎実録大成補遺」⁽³⁾には、次のようにある。

深堀ハ勿論、諫早古賀村其外在々所々ヨリ年々町方ニ来リ乱放スルニ因テ、去ラハ堀ヲ掘テ要害トス可シトテ六丁町押廻リ、高岸ノ下皆総堀トシ東北地並ノ方モ六丁町限ニ堀ヲ掘テ総堀ニ続ケ要害嚴重ニ構ヘタリ。其後本博多町ヲ建テ、其限ニ小堀ヲ掘リ、又此堀ヲ埋テ堀町ヲ建、段々町ヲ建増メ豊後町限ニ堀ヲ掘リ、又町ヲ建増メ桜町限ニ堀ヲ掘リシ故ヘ、他所ヨリ来リ騒ス^事無ク自然ト静謐ニ成リニケリ。其後六丁町岸下ノ総堀ヲ埋メテ五嶋町樺嶋町江戸町ヲ建、猶又建増メ文禄ノ頃ニテ都合二十三町ト成ル。是地子御免除ノ定数ナリ。(句読点は筆者)

が適宜につけた。

以上から明らかなことは、(一)都市長崎の全体が、環濠城塞都市として堀と石垣で囲まれた要塞になっており、(二)都市の拡大・発展につれて、堀も外へ外へと作られていったということ。(三)六丁町ⅡとアクロポリスⅠとは離れていて、天正十年頃には、イエズス会の建物 (Cass) のあったⅠの地域は、更に要塞のようになっていたということである。

現在においても、Ⅰの地域である県庁の場所の方が、Ⅱの地域に当る方才町よりも少し小高くなっており、天然の要害としてのⅠの地域の地形は無視しえないものがある。

『通航一覽』⁽⁵⁾などによれば、長崎の堀は江戸時代にできたとされており、「一の堀」は六丁町と本博多町の間、「二の堀」は豊後町に、「三の堀」は桜町にあったとあるのであるが、これらは、天正年間以来もともとあったものに、秀吉の城割りを初めとする数度の都市計画によって、破壊と再建が繰返された結果であると考えるべきであろう。⁽⁶⁾

尚、現在昔の六丁町の跡である方才町と榑島町との境に残る石垣は、天正年間の名残りを留めるものの一つと思われる。又、桜町の所の立体交叉は、三の堀の名残りであろう。

註

(一) 松田松一・佐久間正編訳『日本巡察記』昭和四十年、桃源社刊がある。

(2) 私が直接 A. Valignano: Sumario de Japan: monumenta Nipponica Monographs No. 9 Tokyo 1954 より訳した。

(3) 内閣文庫

(4) 西川幸治『日本都市史の研究』(昭和四十七年、日本放送出版協会)

(5) 第四、卷之百三十八

(6) 「長崎拾芥」等の諸記録を比較検討すると、秀吉政権下において、城割政策はこの環濠城塞都市にも適用され、都市周囲にめぐらされていた「総堀」は埋められ、文禄年間にはその跡に五嶋町、榑嶋町、江戸町等が建てられ、一方長崎奉行の政所(後に奉行所屋敷となる)の置かれた本博多町のみが、堀をめぐらしていたことになる。

つまり、政所を中心とした、城下町的な都市計画に基づいた景観になっていったのである。

口 間接的契機

先に引用した「長崎実録大成補遺」の記録の前文には、龍造寺隆信の幕下である深堀茂宅純賢が、天正六年に長崎の町方と闘ったことが述べられており、都市長崎の武装化の直接的契機は、この天正六年の合戦であるような印象が与えられる。

しかるに、翌天正七年の長崎甚左衛門と町方との合戦の後にも、町方が要害を嚴重に構えたことを諸記録は伝えているのである。⁽¹⁾

そもそもこのような環濠城塞都市の成立と、都市の住民相互間に運命共同体的な意識が生れることとの間には、相互成立的・相互媒介的な関係があるのだから、都市長崎が自治都市として発展して行けば行く程、都市の要害も益々嚴重になつて行くという関係にあらつたと思われる。

それ故、都市長崎が環濠城塞都市になつて行くといふことは、一回的なきごとではなくして、数度にわたる形成の過程を持つてゐる筈であり、天正六年や七年の合戦が、大きな契機になっていることは否定しえないのである。

ところで、何故「深堀ハ勿論、諫早、古賀村其外在々所々ヨリ年々町方ニ来リ乱放スル」といふ事態が生み出されたのであろうか。

その原因の一つとして、元龜二年の長崎開港と同時に、新都市長崎に遠国近在より多くの人々が流れ込んでいったといふことそれ自身が、都市とその周辺地域との間の緊張を高めて行つた原因なのであると考えることができよう。

フロイス「日本史」には長崎町割について次のようにある。

ドン・バルトロメウ（大村純忠）と必要なる協定をなしたる後、神父メルシヨウル・デ・フィゲイレド及び吉利支丹たち（その家族と共に船舶の保護の下に住居を構へた）

は、一つの居住地の建設に着手した。これらの吉利支丹たちのうち、多くは、諸地方より追放された者で、或者

は領主より追放され、或者は棄教を欲せずして、自ら本国を去りたるもあり、また戦争により、故郷壊滅のため、之を離れたる者もあつた。彼等は、或は島原より、或は志岐・五島・平戸・山口・博多などより、或は諸国より来れる者であつた。⁽²⁾

すなわち、都市長崎の住民となつたキリシタンとしては、①領主より追放されたもの、②棄教を欲せず、自から本国を去つたもの、③戦争によって故郷を離れたもの等であるとフロイスは述べているのであるが、この②のケース以外にも、「人返法」⁽³⁾の対象となるような、下人・百姓の長崎への走入りといふことは、数多く存在してゐたように思われる。

キリシタンであるにせよ、ないにせよ、都市長崎への走入りが行われたとすれば、藤木久志氏が明らかにされた如く、⁽⁴⁾当時広範囲に存在してゐたであろう領主相互間の人返し協約との関係が、直ちに問題となつてゐたように思われる。⁽⁵⁾

つまり、「諸国より追放されたキリシタン達の町」長崎の成立は、人返しに関して領主相互間に網の目のように張りめぐらされていた在地の法体制の一部に穴があいたことを意味してゐるように思われる。⁽⁷⁾

それ故、元龜二年に志岐のキリシタン達が長崎において殉教したといふ事件は、⁽⁸⁾大村・有馬の両氏が、新都市長崎の検断権を持つていたにもかかわらず、天草・志岐氏の家人が長

崎に走入りを行なったことに対して、これを保護して志岐氏と対立することもできず、さればと云って、領主間協定に従って、彼等を捕縛して本主・志岐氏に引きわたすこともできず、結局志岐氏の主人権の行使にまかせた結果であると理解することができるよう思われる。

このような形で、外部の領主権力が都市内部に浸透することに対して、都市の住民一人一人が自己の人身の保護・安全を確保するためには、住民自身の団結の力・自衛武装の外には、何も頼れるものはなかったように思われる。

後述する如く、天正二年の長崎氏・都市長崎と深堀氏等との合戦は、都市長崎が建設されてまもなく、充分な自衛力を持たない時のできごとであるが、フロイス「日本史」を見る限りでは、長崎氏がパードレやキリシタンを保護していること、或いは諫早の西郷氏による都市長崎の支配が合戦における重要な争点であったと思われることから、西郷氏・深堀氏等にとって、在地の法体制・法圏にあいた穴をうめることが、合戦の目的の一つであったと考えることができるように思われる。

都市長崎が自衛武装を行なった天正二年以降、秀吉政権下に入るまで、長崎の地において殉教ということはみられないのであるから、都市長崎の自衛武装、即ち環濠城塞都市の成立をもつて、都市周辺の領主権力の縦な都市内部への侵入は

終りを告げたとみることができようであらう。

註

- (1) 「長崎拾芥」「長崎実録大成補遺」
- (2) 古賀氏前掲書 二ページより。
- (3)(4) 「室町・戦国期における在地法の一形態—人返法の検討を中心として」(『聖心女子大学論叢』三一・三二合併号 一九六九)
- (5) 「イエズス会士日本通信上」(『新異国叢書』1) 二六五—二六六ページには、平戸の領主の祐筆が信仰の為に豊後に逃げた際、平戸の松浦氏は、他領の領主にのみ、彼を捕えさせ、更に彼の親戚の者をつかわして召還させようとしたことを記している。
- (6) イエズス会士達はいつもこのようないい方で、長崎のことを述べている。
- (7) 大村・有馬・長崎氏はもとより、深堀・西郷・志岐・後藤・平戸松浦氏等が全て姻戚関係で結ばれていたこと、又「武雄鍋島家文書」15(『佐賀県史料集成』第六卷)の後藤貴明宛大友宗麟書状(年未詳)には、「有馬・大村・西郷其外申組衆」とあり、在地領主相互間の結合を「申組衆」として大友氏が把握していたことがわかるので、彼等が互に一揆契諾をとりかわしたという事実はなくとも、実質的には、共通の利害から人返協約は守られていたと思われる。
- (8) 「イエズス会士日本通信下」(『新異国叢書』2) 二八三ページ及び「耶蘇会士書翰集」(『長崎県史』史料編第三) 五七ページ

(9) 当時の日本社会における主人権の強さは、フランソワ・カロン『日本大王国志』に「上、皇帝から下小さな市民に至るまで、凡そ主人たるものは臣下従僕に対し裁判の権を有す」とあり、アピラ・ヒロン『日本王国記』に「各人は自分の家では司直であつて、己の使用人とか、己のパンを食べて生活している者が、もしそれだけのとががあつたら、罰しても殺しても差支えないし、盗賊なら誰でも平気で殺してかまわない」とあることから知られる。

(10) 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』(以下前掲書と略す) 五六三～五六四ページ

ハ 直接的契機

天正二年の戦鬪は、フロイス「日本史」第百章に次のように述べられているのである。⁽¹⁾

即ち、諫早の西郷氏が大村領に侵入し、これに呼応して大村領内の殆んど総ての武士が大村純忠に背き、彼は「三城七騎籠」を余儀なくさせられている時、深堀氏は長崎に侵入し、長崎甚左衛門を圧迫するのであるが、この時の都市長崎の状況は次のようである。

長崎の街は、防衛するには、まだ至って弱体であり弾薬も必要な武備もなかったので、今やキリシタン達は、住み馴れた街を離れ、総てを見捨て、何処か仮住いに携え得るだけのものを持ち、何とか逃避行を試みようとして決

意するに至つた。彼等は、同国の良き後背地である山地や森林に隠れ……

ところで、一人の男が死を堵して大村の城から脱出して、長崎に赴く時から、状況は変化するのである。即ち、「この報らせに力を得、バードレは、キリシタン等を集め、彼等は協議して、矢来の柵を設け、岬を切開いて今日長崎にあたる場所を城砦化することに決意した」のである。

この後、春徳山のトドス・オス・サントスの教会が焼かれ、又、志岐のキリシタン武士四人の活躍が見られるのである。

ともあれ、都市長崎の検断権のない手であつた、二百人の大村・有馬の勢力が存在していないという、軍事的真空状態の下で、六丁町の住民は自衛武装をして行くのである。

フロイスによれば、都市長崎の武装化はバードレ、キリシタン達というラインによって押し進められたようにあり、中西啓氏も、イエズス会はヨーロッパで民兵制度を組織しており、これを長崎において採用したと述べておられる。

このように考えるならば、真宗教団の宗教的連帯感によって支えられ、自衛と防禦を基調とする環濠城塞都市である寺内町と、都市長崎はあまり違いがないことになる。⁽³⁾

しかしながら私は、都市長崎が自衛武装を行う直接の契機となつた、大村の使者の役割を無視しえないと思うのであ

る。つまり、大村氏からの働きかけを受けたことの結果、都市長崎の住民は武装化していったと見ることも可能なように思うのである。⁽⁴⁾

大筋として私は、岡本良知氏の言われる如く、大村純忠の「三城七騎籠」とそれに対応する深堀氏の長崎攻撃は、天正二年に行われたのであると思うのであるが、松田毅一氏が『日葡交渉史』の「第四編、大村純忠伝」において詳細に分析している如く「大村記」「大村家記」、フロイス『日本史』一五七五年九月十二日付カブラル書簡等の史料の年月が錯綜しているので、正式な年月を決定することは、非常に困難なのである。

つまり、都市長崎が武装化する際の直接の契機となった深堀氏の長崎侵入が、一五七三（天正元）年なのか、一五七四年なのかは、フロイスの『日本史』からは断定しがたいのである。

ところで、この半年以上も長期にわたる事件の政治的背景をさぐっていくと、次のことがあげられる。

つまり、長崎開港時の三極構造が崩壊し、キリシタンの保護者であった有馬氏は、アンチ・キリシタンになっており、この有馬氏を中心に、武雄の後藤氏、平戸の松浦氏、諫早の西郷氏等が大村領を包囲し、これに呼応して深堀氏が長崎方面を圧迫する。更に大村領内にあつては、キリシタンの保護

を行う大村純忠に対して、親類・家臣が対立するという、一言でいえばキリシタンとアンチ・キリシタンとの対立の激化という政治状況が、元龜三年以来でき上っていたのである。

ともあれ、「三城七騎籠」として煮つまって行く政治状況は、キリシタン大名大村純忠の勝利、大村領内の神社破壊として結着がつけられるのである。⁽⁵⁾このような形で大村氏が自らに対する包囲網を解体してしまうのが、天正二年のことであり、これとほぼ揆を一にして、都市長崎は環濠城塞都市になつていったと考えられるのである。

尚、このような政治状況の変化には、三極構造のない手であつた有馬義純が元龜二年六月に死亡したこと、⁽⁶⁾天正二年七月の後藤氏における嗣子相続問題の内紛、更には北島万次氏が「大組」の存在として紹介された、大友氏と龍造寺氏を両極とする天正元年より二年にわたる肥前の争乱等が背後に考えられるが、ここでは指摘しておくだけにとどめたい。

註

- (1) 岡本良知 前掲書 五六二～五六四ページ
- (2) 前掲書 一七ページ
- (3) 西川幸治『日本都市史研究』（昭和四十七年、日本放送出版協会刊）
- (4) 第四章参照
- (5) 前掲書 五六五ページ
- (6) 前掲書 二六九～二九五ページ

(7) 松田毅一『日葡交渉史』

(8) 『大日本史料』

(9) 『天正期における領主的結集の動向と大名権力』(『歴史学
研究』No.400)

第二章 自治都市長崎の成立

都市というものは、農村と比較した場合、住宅をはじめ生活の場が極度に近接している関係上、強固な地縁的共同体が生まれやすい条件を、本来的に有していたと考えられる。

それ故、長崎の場合、都市を構成している六丁町の一つ一つが共同体であり、その内部にはトシヨリ、オトナ、若衆という年齢階層制による自治組織ができており、都市内部の問題に対しては、一町全体が連座制による共同責任を負うべきものとされていたように想像することができるのである。

前者の年齢階層制の問題については、確かめる材料をもたないけれど、恐らくこのような体制を前提として、四人の町年寄、一町一人ずつの乙名という体制が、秀吉政権下以降、成立したものと思われる。

後者の問題については、天正九年に起こった都市内部での殺人事件に関連して問題となった、教会堂に対する狼藉事件に対し、市当局が、「死者の兄弟及び親戚ならびに同じ街の居住者」を「市より追放し⁽¹⁾」たという例から確かめることができる。

かかる町毎の共同体を包含しながら、且つ各共同体に対して指導的な立場に立ち、都市内部の訴訟を取扱い、六丁町全体を代表するものとして「頭人中」というものが存在していた。先記の判決を下したのも、この頭人中であったと思われる。

又、頭人中の指導下に、都市全体が共同体的な性格をもつて運営されていたことは、一戸から一人ずつの軍役として、天正六年、七年の合戦に、四百人、五百人が都市防衛の任についたことからも知られるのである。

なぜなら、一五七九(天正七)年のカリヤン書簡には、「長崎には四百戸以上の住民あり⁽³⁾」と述べられており、一五八二(天正十)年に著されたワリニヤーニの「スマリオ」にも、「四百軒の家屋から或る海浜の町⁽⁴⁾」長崎と述べられているからである。

ともあれ、外部勢力の都市長崎に対する支配は、この頭人中に対する支配として実現されていくのであって、凡そ天正二年頃より天正五、六年頃までの長崎にあっては、次の様な支配関係が存在していたように思われる。

大村氏——長崎氏——頭人中

この関係は、北島万次氏が明らかにされた同年代の肥前の国人後藤氏や、筑後の国人田尻氏と地侍層・百姓中との関係とほぼ同一であって、表1の如く理解することが可能なよう

に思われる。

このルートによって、地子銀徴収が行われていたと思われるが、一方軍事的な関係としても、長崎甚左衛門と頭人中とが「一味同心」⁽⁶⁾の関係にあったのだから、「寄り同心」⁽⁷⁾として、一括して把握されていたと考えることができよう。

表1

戦国大名	国人領主	地侍層
竜造寺氏	後藤氏	「衆」
大友氏	田尻氏	百姓中
大村氏	長崎氏	頭人中

北島氏が明らかにされた如く、後藤氏が杵島郡の地侍・百姓達を「衆」として自己の権力内部に編成して行くに際しては、外部世界との関係が、その権力編成の要となっていたのであるから、都市長崎においても、天正五年に後藤氏、平戸松浦氏の被官化に成功した龍造寺氏が、次に大村氏や有馬氏、諫早の西郷氏を自己の旗下に入れるべく、彼杵郡や高来郡に勢力を拡大して行くという政治状況の変化が、大村氏——長崎氏——頭人中という関係に微妙な影響を及ぼして行くのである。

正確に言えば、天正五年を契機として、都市長崎は頭人中の支配する自治都市としての性格を明確に打出してくるのである。

それ故、かかる自治都市の自治のない手となった頭人中の分析は、次章で行うこととして、ここでは、天正五年、六

年、七年の都市長崎について述べて行きたい。

註

(1) 「イエズス会日本年報上」(『新異国叢書』3) 四三〜四五ページ尚、第四章参照

(2) 表7参照

(3) 岡本良知 前掲書 六一三ページ

(4) 松田毅一・佐久間正編訳『日本巡察記』二〇三ページ

(5) 「天正期における領主的結集の動向と大名権力」(『歴史学研究』No.400)

研究』No.400)

(6) 「長崎邑略記」(東大図書館)尚、次章参照

(7) 菊田武雄「戦国大名の権力構造」(『歴史学研究』No.166)

イ 天正五年の長崎

「肥陽軍記」⁽¹⁾が述べる如く、天正五年龍造寺隆信が肥前一国を統一して以来、龍造寺氏と大村氏との関係は、都市長崎を理解する上で重要なものとなってくる。

天正五年六月の貝瀬合戦で、大村純忠は龍造寺氏に降参し、同二十六日、神文と質人を龍造寺側に差出し、両者の和平はなり、純忠の息女を隆信の二男江上家種の室に定めるのであるが、ここで成立した両者の関係は、龍造寺氏が同年四月に後藤氏⁽²⁾と、又同年十月に西郷氏と取結んだ関係とは異なっていた⁽³⁾。

両氏の場合、当主の隠居、龍造寺氏の完全な被官化がみられるのであるが、大村氏の場合にはこうしたことはみられな

いのである。むしろ大村氏が、かかる龍造寺氏の強力な支配に服するのは、天正十二年のことなのである。

とはいえ、天正五年十月には、西郷氏のみならず深堀氏も又、龍造寺氏の旗下に入り、更に同十一月、佐賀勢が有馬領七浦に討入った際、「当所の郷司小野兵右衛門を先として、五十六人味方へ馳せ参り導き申す」という事態が生まれるのである。

このことは、都市長崎を中心に考えた場合、長崎から外に向う四方向のうち、東方（矢上・諫早）、東南（茂木・古賀等七浦）、南西（深堀）の三方向に、龍造寺氏の勢力が生まれたことを意味している。

更に、後述する如く、長崎の西北、式見の領主三清入道の一門も又、龍造寺氏に一味するのである。

こうした状勢の変化が、都市長崎に及ぼした影響については、「長崎邑略記」及びこれと同系統の「長崎略記」の記録と、「長崎縁起略評」の二種類の記録がある。

「長崎略記」の記録を、次のようにAからDまでの四つの部分に分け、又「長崎縁起略評」をEからIまでの五つの部分に分解し、それぞれの分析・比較を試みてみたい。

A 天正五丁丑年六月貝瀬合戦ニ大村一同ニ肥前佐賀の城主龍造寺隆信ニ降参す、是より長崎ハ大村の旗下を離れて佐賀の旗下と成、

B 始め大村長崎を領地する時ハ、大村町屋敷ニ押として人数百人、島原よりも嶋原町屋敷ニ押へとして百人、両所より常ニ非道を糺す、

C 時ニ長崎ハ佐賀領となるに依て深堀茂宅度々合戦す、両所の大名の押へ式百人にて事たらず故、五六百人の押へ常ニ置也、

D 此事ハ天正年中の甚左衛門との取合ニハあらず、此地を奇観より領したる故也、

「長崎邑略記」には、このDの部分はなくBはAの説明として、段を下げて書かれており、又、全体として言葉に多少の相違がある。その主な所は（ ）で傍記した通りである。

「長崎縁起略評」には次のようにある。

E 深堀純賢ハ天正五年ノ六月、貝瀬合戦ニ大村ト一同ニ龍造寺隆信ニ降参シテヨリ、終ニ大村ノ旗下ヲ手切レンテ、今ニ佐賀領ニ成ル、

F 依テ天正年中長崎深堀折々合戦セシ事アリ、

G 是ハ甚左衛門ト取合ニアラス、長崎氏此所ヲ退去シテ吉利支丹共発興シ既ニ当所ノ田地ヲ知行セント我意ヲ働ク、其虚ニ乗シテ合セ取ラント当所ノ町方ノ者共トノ取合ナリ、

H 最モ大村ヨリ今ノ立山ニ押ヘヲ置キ、又、有馬修理太夫川ロト云所ニ屋敷アリテ、其押ヘアリト云リ、

表 2

長崎略記	長崎縁起略評
A	E
B	I
C	FH
D	G

I 有馬大村暫ク当地ノ知行ヲ預ル
事別記ニアリ、

Eの部分は「長崎縁起略」にもある
ところであり、Iは割註として、Hの
部分の説明になっている。

「長崎略記」のA B C Dのそれぞれ
に対応するものを、「長崎縁起略評」の中から求めると、大
凡上表の如くなるであらう。

特にAとEとは、文章が極めて近似していて、異なる点はた
だ文の主語のみであるのだから、どちらかが他方の原典的な
存在であるのかもしれない。

ところで、Eにあるように、天正五年以前深堀氏は大村の
旗下にあったとすることは、大村側の諸記録にしばしば見ら
れることであるが、「龍造寺家文書」に、天正五年十月十四
日付、隆信・鎮賢宛起請文十通の中に西郷中務少輔純賢の起
請文があることから、深堀氏は西郷一門として行動していた
ことがわかる。

又、我々にとって注目すべきことは、A及びCにある「佐
賀領長崎」ということである。これは、先にみた都市長崎の
周辺の状勢から考えて、充分ありそうなことであるが、他方
C・Hにあるように、大村氏や有馬氏が長崎の防衛にあたっ
ていたということと矛盾しているのである。

これら諸記録相互間、及び内部の矛盾の原因の一つには、
当時の諸記録が多次元的な意識空間の産物であるといふこと
があげられるであらう。つまり、深堀氏はもともと西郷の一
門として行動をしていたとしても、大村氏の側では、あくま
でも彼は大村の旗下に属すべきものとしていたのではなから
うか。

それ故、佐賀領長崎の件も、直ちに断定し難いものではある
が、傍証となるべきものを一つ紹介したい。

大村の『郷村記』⁽¹³⁾「式見村・由緒の事」には次のような注
目すべき記事がある。

三清入道(権越前・筆者註) 四人の男子あり長男櫛伝助
二男狩之助三男城之助四男五郎兵衛と云、中にも狩之助
強勇の者なり、家記ニ曰天正五年龍造寺山城守隆信に一
味の聞へあり、丹後守純忠家臣今道越後に命して専城之
助と共に三城の城中に於て誅之と云、兄伝助聞之長崎へ
出奔す(以下略)(傍点筆者)

実際には、長崎に対する支配は未確定であり、両属状态的
なものであったと思われる。

そしてこのことが、C・Fにある町方と深堀氏との合戦の
理由であったと思われる。

なぜなら、都市長崎が大村の旗下を離れ、佐賀の幕下にな
ったとすれば、都市長崎に対する都市領主大村氏の支配権

は、龍造寺氏を中心とする新体制の下では消滅してしまい、都市長崎とその周辺地域の合法的所有権者は不明であるという事態が生まれたと思われるからである。

都市長崎が佐賀の幕下になったとすれば、龍造寺氏は都市長崎に対して、その支配地域の一部分を安堵したかもしれない。しかし都市長崎がその時までには事実上支配権を及ぼしていた多くの地域は、不法に占拠されたものになってしまったと思われる。

天正五年当時、都市長崎が事実上支配していたと思われる地域は、後述する通り、旧大村領のⅠ・Ⅱ及び海岸のⅣを中心として、Gを考慮に入れるなら、長崎氏の領地であったと思われるⅢ、更に恐らくは長崎村の南部の地域が含まれていたと思われる。

尚Dに、「此地を奇観¹⁶より領したる故也」とあるが、自治都市長崎の所領は、一般には教会領として観念され、記録されているので、この記録の真意は、教会領ではなく、自治都市長崎の所領の存在を述べているものと思われる。

C・Fにある深堀氏と都市長崎との合戦を考える上で、「深堀系図証文記」¹⁶の次の記録は注目に値する。

天正年中龍造寺隆信振¹⁶三威九州一 肥前肥後筑前筑後豊前 悉属¹⁶三麾下¹⁶一 深堀純賢与¹⁶鍋島飛州¹⁶一甚好¹⁶互¹⁶以¹⁶誓詞¹⁶一 令¹⁶熟談¹⁶一 唐津平戸大村伊佐早有馬以下令¹⁶和平¹⁶之間

海上亦無事¹⁶ 古来長崎浦到¹⁶三尋竿¹⁶立処¹⁶一 皆為¹⁶深堀

海一黒船碇¹⁶礼有¹⁶之 稲佐村釣人亦有¹⁶礼物¹⁶一 峯伊豆守深

堀一瞬有¹⁶二使節之¹⁶覚¹⁶ 其後長崎為¹⁶公領¹⁶一 無¹⁶其¹⁶沙汰¹⁶一

この鍋島・深堀両氏間に同盟関係が生まれたのは、両者が結び付きうる状態になった天正五年十月以降のことであり、又天正六年の町方と深堀氏との合戦以前であると思われるので、深堀領と町方との合戦は、「長崎浦」の支配権をめぐるものであったと推測されよう。

ところで、Bにある如き、大村・有馬両氏の都市長崎に対する軍事警察権は、天正二年以来衰えていたと思われる。

又、Hにある長崎と深堀氏との争いに、大村・有馬の両氏が都市長崎を支援し、その為の防衛拠点をそれぞれ立山と川口に築いていたということは、三極構造は既に崩壊していたのであるし、天正五年十一月における七浦の帰属の問題からして、特に有馬氏については考えられないことであり、天正五年より、もっと昔の長崎のあり方を伝えているように思われる。

いづれにせよ、C・Fにある都市長崎と深堀氏との合戦は、管見による限り、天正六年の合戦しか、記録の中では確かめることはできないのであるから、次に、「長崎拾芥」¹⁸「長崎実録大成補遺」等から、天正六年の合戦についての検討を加えてみたい。

註

- (1) 『史籍集覽』十五
- (2) 北島氏前掲論文及び註(4) 参照
- (3) 「龍造寺文書第七軸」(『佐賀県史料集成』第三卷)
- (4) 以上『北肥戦誌』(国史叢書)
- (5) 松田毅一『日葡交渉史』
- (6) 「龍造寺家文書第七軸」No.109
- (7) 『北肥戦誌』
- (8) 『長崎古今集覽』(東大・史料)尚図3参照
- (9) 東大図書館
- (10) 長崎県立図書館 一三一六一八
- (11) 国会図書館
- (12) 註(6) 参照
- (13) 松田修「中世から近世へ」(『文学』一九七三・九)
- (14) 長崎県立図書館 一三一—
- (15) 教会堂のこと、道教の寺院を道観という。
- (16) 長崎県立図書館 一三一—一六七
- (17) 長崎県立図書館 一三一—八
- (18) 内閣文庫

口 天正六年の合戦

この合戦は、次の三つの段階からなっており、全体として、深堀氏の長崎侵入は失敗し、都市長崎は領地を確保したことになるのである。

まず第一段は、深堀勢凡三百余人が十善寺郷まで押寄せた

表3

	長崎拾芥	長崎実録 大成	無標題 長崎記 (1)
P	十善寺より 石町の辺	十善寺郷	十善寺の 石町の 大工町
Q	茂木峠 田上	小島	茂木峠 田上

のに対し、町方は四百人でこれを防いだが、両者共に手負、死者多く、それぞれ引上げた。
第二段階は、深堀方が兵船で海辺に押寄せたので、町方は大鉄砲を積んだフスタ船を作り、これに対抗した。
第三段階は、このフスタ船を深堀方が盗み取ったので、これに対して佐賀への飛脚を搦取り、フスタ船との交換をしたというものである。

合戦の第二、第三段階が、共に「長崎浦」を舞台にしており、フスタ船の持つ意味が大きかったということは、深堀氏と鍋島氏との盟約が、この合戦以前にあったことを裏書きしている。

尚、深堀氏の押寄せた地点をP、佐賀への飛脚を搦取った場所をQとすると、表3の如くなり、いずれにせよ長崎村の南限と一致することは明らかであるから、都市長崎の勢力圏が、長崎村南部に迄及んでいたことは明らかであろう。

特にPの地点が、有馬氏の蔵屋敷のあった川口のすぐ近くであることは、注目に値する。

尚、「大村家譜」⁽²⁾によれば、次のよ

うにあり、この合戦に大村氏が援兵を出したことが知られる。

六年戊寅、深堀純賢反シ隆信ト長崎ヲ侵ス者再タヒ純忠兵ヲ遣ハシ撃テ之ヲ卻ク、

この大村の援兵は、口ノ津発の一五七九（天正七）年十二月十日付、カリヤン書簡に次のようにあるものと、密接な関係があるように思われる。

一城の主なる武士数日前大村殿に叛きたれば、大村領内に於ても亦同じく恐怖を懐けり、（中略）下の長老なるパードレ・ガスバル・コエリヨは大村領内各地に赴き、キリシタン等を督励して長崎港を防禦せしめたり。

以上を総括すると、都市長崎は、龍造寺氏と大村氏の勢力均衡する中で、天正六年、大村氏の支援の下で実力で深堀氏と「長崎浦」の支配をめぐって争い、これを確保することができたということができよう。この時、環濠城塞都市長崎は、四百人の兵力をもち、大鉄砲を積んだフスタ船を備えていたのである。

こうした実力が、翌天正七年における都市長崎独自の外交や、長崎氏との合戦、それによる領土の拡大をも準備したものである。

又一方、イエズス会士によって組織された大村の援兵が都市長崎を救ったことから、イエズス会の発言権も大きくなっ

ていったものと思われる。

註

(1) 長崎県立図書館 一三二二〇〇

(2) 東大・史料

(3) 村上直次郎『長崎市史西洋諸國部』一二五ページ

ハ 天正七年の合戦

天正七年の合戦は、「長崎拾芥」⁽¹⁾「長崎実録大成補遺」⁽²⁾「無標題長崎記」⁽³⁾等によって知ることができるのであるが、この合戦の経過は次の三段階に分けて理解することができるであろう。

まず第一に、町方が「甚左衛門ヲ立置カハ永ク騒動止ム可ラス討取ル可シ」とのことで、浪人の山田甚吉を頭に、五百人が甚左衛門の城に押寄せらる。

第二段階は、城方に押戻された町方の軍勢が、堂門橋の所で甚左衛門配下の二百人と、玉園坊の手のもの数十人との待伏せ・挟撃ち攻撃を受け、山田甚吉以下五十余人が討たれ、町方は敗走する。

第三段階は、佐賀の住人で高木勘左衛門の兄、高木宮内左衛門が、「散乱之人数を集め、僅なれども己が若党をも召つれ」て、敵に打懸り、敵の金塊坊、鬼神十蔵の二人を討取り敵の進撃を止めたのである。

この合戦の結果として、町方が「要害を嚴重に構へた」こ

と、「地頭地下の礼儀」がなくなったことがあげられてい
る。

ところで、第一段階で、町方が甚左衛門の立退きを決議し
て、城に押掛けたということは、隣接した両勢力が互に相手
の所領をねらって相対立していたことを窺わせる。事実、「無
標題長崎記」では、この合戦の原因をどのように述べている
のである。

第二段階で玉園坊が登場するが、このことは、この合戦が
キリシタンとアンチ・キリシタンとの対立という要素をもつ
ものであったことを示している。

「長崎拾芥」や「長崎実録大成補遺」においては、この合
戦の原因は、専ら邪宗門に傾いた安東、すなわち村山等安
が、甚左衛門に邪宗をすすめたことにあるとしている。

甚左衛門は永禄年間に既にキリシタンになっているという
こと、「長崎実録大成補遺」の編者、小原克紹が述べている
如く、この通りであるとすれば、等安十四歳の時のこととな
るということ等から、この説明は信じ難いではあるが、キ
リシタンと甚左衛門との間の確執が、合戦の原因の一つであ
るということは、否定できないように思われる。

第三段階で登場する高木宮内左衛門こそ、佐賀領長崎にお
いて、都市長崎と龍造寺氏との関係を示唆する唯一の存在で
あるが、いかなる「用所之事有て此地へ越し」たのか、残念

ながらわからない。

天正七年の合戦が、都市長崎に与えた影響に関しては、次
のことが考えられる。すなわち、これまで長崎甚左衛門に属
し、彼と一味同心であるといわれていた頭人達が、これを契
機として長崎氏の下から独立したのであるから、頭人達によ
る自治都市としては、より一層自治が進展したであろうとい
うことである。

このことを、何よりも明白に示しているものとして、同じ
天正七年に、頭人達が惣代として須川主水を信長の下に派遣
したという、独自の外交活動をあげることができよう。

以上、天正五年、六年、七年の諸合戦を経て、都市長崎は
大村氏——長崎氏——頭人中というラインに代って、龍造寺
氏——頭人中という関係に傾むいており、都市周辺領域の征
服にのり出していることができるであろう。

又一方、この関係に楔を打込むものとして大村氏——イエ
ズス会——キリシタン武士という勢力が、これに対抗的に形
成されつつあったのである。

註

(1) 長崎県立図書館 一三一—八

(2) 内閣文庫

(3) 長崎県立図書館 一三一—二〇〇 尚これには第三段階の部
分は記載されていない。

- (4) この他、「長崎始由來記」(長崎県立図書館一三一六一八)等
- (5) 内町建始遠国近在の商人或は職人或ハ半人此地ニ立越ヘ住宅仕、繁昌するに依て近在の者并長崎甚左衛門數度押掛候得とも終に勝利を得ず候
- (6) 「長崎拾芥」
- (7) 次章参照

第三章 自治都市長崎の頭人

天正年間の頭人についての記録の存在のしかたには、後述する「長崎鑑」「続長崎鑑」を除くと、次の二種類がある。一つは町割の次にある頭人についての、まとまった記録であり、主に十人以上の人名を記載している。

他の一つは、他のことに関する記録の中で主に高木・高島・後藤・町田の四人を頭人として記録しているものである。前者については、「長崎ノ頭人役十六人アリテ諸事ヲ支配ス」とある「長崎邑略記」及び江戸時代の町年寄四人をそのまま述べている「長崎拾芥」の他は、表4の如く頭人を二つ又は三つのグループに区分して、四人を特記しているという特徴がある。

今後の分析のために「長崎実録大成補遺」を引用すると、次のようになる。尚「当人」とあるのは、他の記録にある「頭人」のことであると思われる。

往年ヨリ高木新七郎、佐々木茂四郎、町田市郎兵衛、

表4

長崎実録大成補遺	往年ヨリノ当人	9人
		元龜ノ頃ノ当人
長崎年来記録	町ノ長	4人
	肝入	10人
長崎縁起略	当地ノ頭	4人
	以上ノ外ニ	11人
長崎縁起評	処町以上ノ頭当外	4人
	以上ノ外	4人

の頭人、高木・高島・後藤・町田の四人に対して、他の記録で特記されている四人は、高木・高木・高嶋・後藤の四人なのである。

又、「長崎実録大成補遺」の「元龜ノ頃」の頭人を除けば、残りは全て、時期についてはあいまいに「其頃」となっているのである。

この他、元龜の頃の頭人については、後述する如く、「長崎縁起略」等の元龜二年の町割に立会った村長として、高木・高嶋・後藤・町田の四人を記録している例がある。

私はこれら元龜の頃の頭人として記載のあるものは全て、原史料に江戸時代の町年寄四人の名前が付加・挿入された結

白倉如庵、吉岡九兵衛、馬場甚兵衛、須川主水、山本庄左衛門、沼喜田小庵代り合テ当所ノ当人タリシカ、元龜ノ頃ハ高木勸左衛門、高嶋了悦、後藤惣太郎、町田宗智此四人当人トメ町方ヲ支配セリ、後半にある「元龜ノ頃」

果であると判断してさしつかえないように思うのである。

なぜならば、金井俊行氏の「長崎名家略譜」⁽³⁾によれば、高嶋氏は近江源氏の流れを引き十一代の八郎兵衛氏春は、天正元年浅井氏滅亡と共に領地を失い、肥前藤津郡に涉り、天正二年に、子息四郎兵衛茂春と共に長崎に移住したとあり、更にこの四郎兵衛が後に頭人となり、良悦と号したとあるからである。

次に「長崎年来記録」⁽⁴⁾を検討したい。町割の記事に続いて次のようにある。

其頃ノ町外は、村長サ春木右京也、町之長ハ高木商家、高嶋、後藤也、浦上村は庄屋高谷小左衛門也、肝入として町郷共ニ知レ候者ハ町田市郎兵衛、白倉如庵、須川主水、茶原十左衛門、山本庄左衛門、沼喜田小庵、浦上与兵衛、長江五左衛門、深江辰之助、笛井新六也、ここで注目すべきことは、「村長サ」「庄屋」「肝入」が姓名共に記されているのに対して、「町之長」の部分のみが、姓のみを記しているということである。

ここから、「町之長ハ高木商家高嶋後藤也」の部分は、後に挿入されたものであると考えることができるのである。私は結論として、「長崎実録大成補遺」の前半の部分が、「長崎縁起略」等の原史料に近いと考えているのであるが、それは、この最初の高木新七郎と二番目の佐々木茂四郎との

間に、高木勘左衛門、後藤惣太郎の二名を挿入して、この四人を特記すると、「長崎縁起略」等のほとんどの部分が完成するからである。

次に「長崎縁起略」⁽⁶⁾と、これとほぼ同系統に属する「長崎縁起略評」⁽⁷⁾「長崎雜記」⁽⁸⁾との比較を試みてみたい。

「長崎縁起略」の次のA・B・C部分を比較すると表5の如くなる。

表 5

	長崎縁起略評	長崎縁起略	長崎雜記
A	邑 長 等	村長等四人	村長等四人
B	其 頃	其 頃	永禄以前 ⁵
C	同一人物説	並 記	父子説

元龜二年未三月には……^A当地の村長等高木後藤高島町田共に立合て森崎と一の堀の間に六丁の町を建始る……

^B其頃当地の頭には高木新七郎高木勘左衛門後藤惣太郎^C佐々木茂四郎高島四郎兵衛といふ以上外に……

つまり、江戸時代の町年寄四人が非常に早い時期から長崎にいたことを、「長崎縁起略評」よりは「長崎雜記」が、更にこれより「長崎雜記」の方が、より強く印象づけようとしていると言ふことができよう。

A・B・Cの全てに関して、「長崎縁起略評」の記録が正しいと思われるのであるが、一方にこのような意図を諸記録の中から見出すことのできるこ

表 6

	長崎大成補遺 長崎実録	長崎縁起略	長崎縁起評	長崎 年来記録
高木新七郎	○	(○)	(○)	(○)
佐々木茂四郎	○	(○)	(○)	(○)
町田市郎兵衛	○	○		○
白倉如庵	○	○	◎	○
吉岡九兵衛	○	○	◎	
馬場甚兵衛	○	○	◎	
須川主水	○	○	◎	○
山本庄左衛門	○	○	◎	○
沼喜田小庵	○	○	◎	○
浦上与兵衛		○	○	○
長江五左衛門		○	○	○
深江辰之助		○		○
笛田新兵衛		○	○	註1 ○
横瀬浦五右衛門			○	
茶原十左衛門				註2 ○

◎は町別当 (○)は特記された頭人四人のうちにあることを示している。

註1 笛井新六とある

註2 これは須川と山本の間にある

が、元龜・天正年間の頭人を表わしているのではないかと考えた場合でも、佐々木茂四郎を含んでいることからして、どう早くても天正二年以降のことであるとされるのである。

「長崎実録大成補遺」の前半、「長崎縁起略」「長崎縁起評」の「以上外ニ」以下の部分、「長崎年来記録」の「肝入」を比較して表示すると、表6の如くなる。

尚、ここで注目すべきことは、

との背景には、町年寄の歴史的・正統性を明らかにしようとする記録編纂者の意識的・無意識的な心の動きがあったからであると思われる。

これが、先に見た如く、四人を特記することとなって現われたのであろう。

それ故、天正七年の合戦の記事の中で、「長崎拾芥」⁽⁹⁾には、「其頭町ノ頭人に高木・高嶋・後藤・町田杯と云もの……」とあるが、これも一応疑ってみる必要があるように思われる。

さてここで、例えば「長崎実録大成補遺」の前半の部分

人名の記載順位がほぼ一定であるということである。これは、頭人達の会議等における席次と関係があるのかもしれない。しかしながら、これらの記録と系統を異にする「長崎邑略記」においては、「長崎之頭人役十六人有て諸事を支配す」とあって、十六名の記載があるのであるが、右表の人名に高木勘左衛門、後藤惣太郎と日野浦与左衛門、平戸屋文知坊の四名を加え、沼喜田、浦上、茶原の三名を除いたものであり、又記載順位は、高木新七郎から始るとはいえ、大幅に代っているのである。

尚、日野浦氏、文知坊については、町割の記事の中で次の

如く登場するのである。例えば「長崎縁起略」においては、平戸町日浦与左衛門是を建つ、横瀬浦町、外浦町二町は横瀬浦与五右衛門といふものは乙名とす、文知町則ち文知といふ者其前より家居大にて有る故に町の名とす尚「長崎古今集覽」⁽¹⁰⁾所載の「長崎鑑」によれば、教会領成立の頃(恐らく、天正八・九年の頃と思われ)の頭人について、次のようにある。

其時分白倉如庵、高木勘左衛門別当、^(如喜カ)後藤惣太郎、高木新七郎、山本一類、高嶋一類、吉岡一類、馬場一類右之者共、町々頭分ニ而御座候
又「統長崎鑑」⁽¹¹⁾には次のようにある。

高木勘左衛門別当紹喜、後藤惣太郎、高木新七、高嶋一類、白倉女房^(如喜カ)、吉岡一類、文知一類、馬場一類、深川山本、右之者共町々頭分ニ而御座候、

例えば「当人」九人とか「肝入」十一、「頭人役」十六人がそれぞれある歴史的な事実を反映しているとしても、自治都市長崎の歴史自身が充分に明らかにされていない今、それぞれがいつの時期の頭人達を示しているのかとか、町割の際に登場するこれら三氏の、頭人としての記載例が少ないのはなぜかという問題については、残念ながら現在のところ保留せざるをえないのである。

頭人の説明としては、「長崎実録大成補遺」に「代り合テ

当所ノ当人タリシカ……」⁽¹²⁾とあり、頭人達は月行事とか年行事といわれるものの如く、交代で頭人役をつとめていたことがわかる。

又、「長崎邑略記」には「右之人数は当所出生、或は他国浪人、皆悉長崎甚左衛門一味同心之人也」とある。

「長崎縁起略評」には、次のようにある。

是等長崎草創ノ者共也、皆諸国牢人流浪シテ此ニ集ル、最モ此中元来当地ノ者モアリ、深江辰之助ト云ハ長崎甚左衛門先祖小太郎ヨリモ其家久シト云リ、親父深江九良助ト云ハ、天文ノ比ハ豊後大友ノ臣ト成テ二千石余ヲ領スト云伝タリ、又馬場甚兵衛ト云ハ、則長崎甚左衛門ガ徒弟ナリ、則長崎氏ノ者ナリ

長崎の古名が「深江浦」であったことから深江氏がこの地の旧族であったことは、まずまちがいのないところであろう。

又、笛田新兵衛について「長崎縁起評」⁽¹³⁾には、「伊奈佐氏、又ハ稲佐ト云」と註記があり、稲佐の地侍であったと思われる⁽¹⁴⁾。

以上から、当地生抜の地侍としては、深江氏・馬場氏・笛田氏、更に地名から考えて浦上氏等が考えられる。又、他国浪人としては佐々木茂四郎をあげることができる。

いづれにせよ、元龜・天正年間の頭人達は「長崎草創の

者」であり、代り合つて頭人役をつとめ、開港より天正五
七年までの間は、地頭の長崎甚左衛門に属する地侍であつた
のである。

「頭人中」の歴史的形過程を明らかにすることは、非常
に困難なのではあるが、想像されるところを述べれば、次の
ようにならう。

まず、元龜から天正の初期にかけては、雑多な権限をもつ
有力者達が、頭人の先駆形態を形づくっていたものと思われ
る。特に「町別当」の六人は、古賀氏のいわれる如く、六丁
町の町数と対応するところから江戸時代の町の乙名のような
存在であつて、長崎開港時に、都市領主となつた大村氏が、
地子銀徴収等のために設置したものであると考えることがで
きよう。

又、先の表で町別当より上位に記載のあつた高木・佐々木
・町田氏等は、大村氏や龍造寺氏の代官的な存在で、町別当
よりも上級の支配権を司つていたと考えられる。

更に天正九年以降特に周辺領域の征服が進展すると同時に
浦上・深江・笛田氏等が頭人中に加えられたものではあるまい
か。

ともあれ、天正五年以降の自治都市としての発展と共に、
起源を異にする雑多な権限をもつ有力者達は、次第に頭人と
いう均質なものに自己を形成していったと思われ⁽¹⁶⁾る。

なぜなら、「長崎実録大成補遺」に、次の如く頭人達の合
議体である「頭人中」の活躍を示す記録が、天正六年以降に
二、三見られるからである。

尚、この「頭人中」が、秀吉の天正十六年閏五月十五日付
朱印状の宛先である「長崎惣中」でもあるように思われる。

「長崎邑略記」に「天正七己卯年三月織田信長公へ長崎惣代
トシテ須川主水為御礼上落ス」とあるところを「長崎実録大
成補遺」には、次のようにある。

天正七年其頃ハ信長公天下ノ主將タルニ依テ須川主水
当人中ノ惣代トメ上京ス

これが「頭人中」という言葉のみられる唯一の記録である
が、天正六年に深堀氏との合戦のため「フスタ船」を作るこ
とを決定した「評議」の場や、文禄元年の村山等安を長崎の
代表として秀吉に拝謁させた「評議」⁽¹⁸⁾の場も、頭人中の意志
決定の場であつたのではないであらうか。

ともあれ以上の拙い分析から堺の会合衆三十六人程はない
が、自治都市長崎の自治のない手になつた頭人達を十人前
後確認することができたのではないであらうか。

註

(1) この四人は、文禄以降の町年寄である。

(2) 東大図書館

(3) 「増補長崎略史」第十六卷(『長崎叢書』3)

- (4) 九大図書館
- (5) 「高谷家由緒書」(長崎県立図書館)によれば、高谷小右衛門が浦上村の惣庄屋になったのは、慶長十年のことであるとある。その他「高谷氏年来記」(『長崎古今集覧』による)の存在が知られている。
- (6) 『続々群書類従』所載のものを主とし、字の誤りは他のもので適宜直した。
- (7) 国会図書館
- (8) 九大・九州文化研究所、松木文庫 五八四
- (9) 長崎県立図書館 一三一八
- (10) 東大・史料
- (11) 長崎学会叢書
- (12) 『九州記』(『天草郡史料』二) 五四ページ
- (13) 長崎県立図書館、渡辺文庫
- (14) 『長崎古今集覧五』(東大・史料)に「種田浦 長崎日記云ヒエ田、イマサ又云笛田浦、此人の名字也笛田ヲ」とあり、笛田氏がイマサと関係があることだけはたしかであろう。
- (15) 前掲書 二五ページ
- (16) 「当処の頭」「処の頭」「頭分」「当人」「頭人役」「肝入」「別当」などと、記録によって呼称が異なっているのは、頭人の歴史的形過程が複雑であったことよってのものではなからうか。
- (17) 「長崎実録大成補遺」
- (18) 「長崎実録大成補遺」

第四章 教会領の成立——むすびにかえて——

表 7

	町 方	深堀氏	長崎氏	そ の 他
天正六年	400人	300人		
天正七年	500人		200人※	玉園坊の手勢數十人
天正八年		400人	300人	大村の援兵 145人

※ 城外に出た人数

これまでの分析を通じて、教会堂のあるアクロポリスを中心とした都市長崎は、環濠城塞都市として、寺内町とほぼ同一の外観をしており、このことは住民相互間に運命共同体的な意識が定着した結果であるが、その共同体意識とキリスト教に対する信仰とは、別個なものであることを明らかにしてきた。

与えられた制限枚数も残り少なくなってきたので、ここでは、龍造寺氏—深堀氏—頭人中という関係がかなり明確になってくると同時に、これに敵対するイエズス会の努力によって、イエズス会—頭人中という関係が成立し、長崎がキリスト教的寺内町となるまでの過程を明らかにすることで、むすびにかえたい。

天正八年に、深堀、西郷の両軍は長崎の地頭、長崎甚左衛門の居城、桜馬場城を攻撃するのであるが、「大村家譜」等大村側の史料によれば、深堀氏は「森崎」に陣をとったとあること、又、天正六年、七年、八年のそれぞれの合戦に参加

した人数を比較すれば、表7の如くなり、町方の潜在兵力は無視しえないはずなのにもかかわらず、大村側の記録は沈黙を守っていることから考えて、龍造寺氏——深堀氏——頭人中という支配関係を背景とした両氏の攻撃であったことは、まずまちがいのない所であろう。

特に「森崎」「森ヶ崎」とは「森ヶ岬」のことであり、I・II・IIIの地のある岬、就中、森崎神社のあったIの地域のことを指示していると思われるので、深堀勢は、環濠城塞都市のアクロポリスに本陣を置き、勝山町の地「小山」に兵を出して長崎勢を待掛けるという、地形上最も理想的な布陣をとったものと思われる。

これに対して大村氏は、田中太郎右衛門忠知・同薩摩守忠邦の兄弟、朝長下総、神之浦村の領主、神浦丹波守正信、福田村の福田大和守忠兼、三重村の東(久松)新兵衛澄茂・同新介の兄弟等、都合百四十五人を援兵として差向けるのであるが、神之浦村、三重村は現在でも尚、隠れキリシタンが存在しているのであるから、これら大村の援兵が、イエズス会士の督励によって組織されたものであることは、まちがいのないところであろう。

この援兵の待伏せ攻撃によって、西郷の軍勢は敗走し、深堀勢も又、長崎・大村両手の挟撃を攻撃によって敗走するのである。

この戦勝の後に、寄進文書⁽⁶⁾にある、大村純忠・喜前父子によるイエズス会への都市長崎及び茂木村の寄進が行われたと思われる。

教会領長崎の成立が、以上の如く、都市長崎の自生的な発展としては位置づけられないというところに、イエズス会の日本布教における理想と現実の関係を垣間見ることができるのである。

尚、イエズス会が大村氏より上級領主権の寄進を受けたことを以て、直に教会領の成立とはいえないのであって、大村氏より譲り受けた *Canon*⁽⁷⁾ の任免権を、在地の支配権者であった頭人達が承認するという過程が必要であったと思われる。

そういった意味で、翌天正九年に起こった二つの事件は、都市長崎がキリスト教的寺内町となっていくことを示すものとして、注目に値する。

一つは、長崎市内で起きた殺人事件と、それに続く教会堂に対する町人達の狼藉事件に対して、「市の重立った者一同(頭人中)が、(アクロポリスの教会堂の前で・共に筆者註)聖堂を尊敬し、今後聖堂に逃げ込んだ者の自由と特権を尊重し、暴行者に対して聖堂及びパードレ等を守護すべきことを公に誓った」ことである。

このような、頭人達によるアジュール権の承認という儀式こ

それが、都市領主としてのイエズス会を承認したことを示すものだと思われる。

もう一つは、天正七年の合戦で町方を苦しめた玉園坊のいる神宮寺の焼打である。

特に注目すべきことは、この焼打の記録と共に、「天正九年

年ニ一人モ不殘耶蘇宗ニ帰スト云ヘリ」とか、「天正九年：

正法ノ者一人モ長崎出入ナラサル様ニ奇觀ヨリ法度スル也⁽⁹⁾」とあることである。

つまり逆にいえば、天正八年までは、イエズス会士達がいう程、長崎はキリシタンの町ではなかったことになる。

このようにしてできた教会領長崎が、どのように発展し、

又どのような歴史を歩むのかについて述べるべきことは多くあるが、又別の機会に譲りたい。

註

(1) 東大・史料

(2) 古賀氏前掲書所引の「久松氏系譜」及び大村の「郷村記」

(長崎県立図書館一三一一)

(3) 「大村家譜」及び註(2) 参照

(4) 古野清人「隠れキリシタン」(『日本歴史新書』至文堂)

(5) 松上直次郎「長崎市史西洋諸国部」一二七ページ及び第二章口参照

(6) 「日本巡察記」七三〜七四ページ参照

(7) ワリニヤーニの説明に従えば、「役人」とか「奉行」と訳

すべきであろうが、任期一年、二人ずつの Captain に対して、

イエズス会が任免権・候補者の選択権を持っていたといわれている

(チースリック「キリシタン知行地長崎」『キリシタン文化

研究会報』六一三)が、これはあくまでも建前であって、実際

には慣例的な頭人達の輪番制を形式的に承認していたものと思

われるので、Captain は頭人であると考えたい。

(8) 「イエズス会日本年報上」(『新異国叢書』3) 四三〜四五

ページ

(9) 「長崎縁起略」「長崎実録大成補遺」「長崎雜記」等の他註

(10) (11) 参照

(10) 「長崎縁起略評」尚これは長崎市立博物館の「長崎旧記後

考」と同じものである。

(11) 「長崎邑略記」

(日本學術振興會奨励研究員)